

介護保険による住宅改修の手引き (第3版)

令和5年1月

霧島市

目次

1. 住宅改修を行う前に・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 住宅改修費支給制度について・・・・・・・・	2
3. 支給対象要件について・・・・・・・・	2
4. 支給対象となる住宅改修・・・・・・・・	3
5. 支給限度基準額・・・・・・・・	9
6. 支払方法・・・・・・・・	9
7. 住宅改修の流れ・・・・・・・・	10
8. 申請における提出書類・・・・・・・・	11
①「支給申請書」の記入要領・・・・・・・・	12
②「住宅改修が必要な理由書」の記入要領・・・・・・・・	13
③「工事費見積書及び内訳書」の記入要領・・・・・・・・	16
④「住宅改修後の完成予定の状態が分かるもの」の作成要領	16
⑤「住宅所有者の承諾書」の記入要領・・・・・・・・	17
9. 介護保険住宅改修に関する Q&A ・・・・・・・・	18

1. 住宅改修を行う前に

介護に関する住宅改修においては、ご本人の今後の生活を見据えた対策が大切です。介護保険による住宅改修は被保険者みなさまからの大切な保険料で運営されています。適正な改修となるよう以下の点について検討のうえ申請してください。

●1つめ 「福祉用具」を検討する

- ・現在（退院前など）は歩行が不安定だが、外来リハ・デイサービス・デイケア・訪問リハの利用などにより、生活動作の改善が期待できる
- ・認知症などにより、適切に手すり等を使用できるか不安がある
- ・進行性疾患であり、状態が悪くなってしまう可能性がある など

ご本人が回復途中で退院する場合やリウマチなど進行性疾患がある場合、改修した数か月後には身体機能に合わない手すりなどが家に残ってしまうことがあります。「以前はあそこの手すりが必要だったけど、もう必要ない。もっと別のところに手すりをつけてもらえばよかった」という声を聞くことも珍しくありません。このような問題は、福祉用具レンタルを検討することで解決できる場合があります。

適切な住宅改修を行う際には、ご本人の将来の生活を見据えたうえで計画を立てることが大切です。なお、適切な住宅改修に繋がるか不安が残る場合などは、福祉用具レンタルを試行したうえで改修工事を行うというように、2段階で考えていくことも有効です。

●2つめ 「自助努力」の視点を持つ

- ・歩行などの動作時に支持物が必要である場合、家具などを移動させて、それを代用できないか
- ・トイレ・台所・寝室へ安全に移動する為、居室を別の部屋へ移すことで改善できないか
- ・1つの目的動作に対して、改修場所は1か所にする など

介護保険では、自助努力の考え方が大切になります。住宅改修を行う前に既存の物などを上手く利用して解決できることはないか、再考する視点も大切です。

●3つめ 「福祉用具」「自助努力」を検討した後、「住宅改修」を検討する

- ・生活動作の中で、どの動作が一番不安定で、どこに改修が必要なのか優先度を考える
- ・ご本人の将来像を見据えたうえで、住宅改修の内容を考える

介護保険による住宅改修には、限度額があります。改修した後に、「思っていたものと違った」「使ってみたら、反対側に手すりがあったほうが動きやすいようだ」などの問題を最小限に抑えるためにも、可能な範囲でご本人による動作確認を行い、適切な住宅改修になるように先を見据えた視点を持って考えていきましょう。

2. 住宅改修費支給制度について

要介護（支援）認定されている方が、できるだけご自宅で自立した生活をするために必要な住宅改修にかかる費用の一部が支給されます。手すりの取付けや床の段差解消等、資産形成につながらない比較的小規模なものが対象です。

住宅改修は、ご本人の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況、家族構成、改修の予算等を総合的に勘案することが必要です。ご本人・ご家族・介護者にとって効果的で、かつ適正な改修が行われるよう、しっかりとした住宅改修計画を立てましょう。改修前には、必ずケアマネジャーにご相談ください。

※支給を受けるためには、改修前と改修後にそれぞれ手続きが必要です。

※担当のケアマネジャーがいない場合については、地域包括支援センターへご相談ください。

3. 支給対象要件について

次の要件をすべて満たし、住宅改修を実施した場合に対象となります。事前申請の手続きの承認を受けないまま着工された場合は、支給対象になりませんのでご注意ください。

1. ご本人が要介護認定を受けていること。
2. ご本人が在宅で生活されている方であること。
3. 住民票上の住所地の改修であること。
4. 厚生労働大臣が定める住宅改修の種類であること。

4. 支給対象となる住宅改修

◆ 手すりの取り付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防もしくは移動又は移乗動作を円滑にすることを目的とした改修は対象となります。

支給対象
○ 居室内の手すり（居間、便所、浴室、玄関等） ○ 出入口の手すり（原則1か所） ○ 階段の手すり（安全性等を考慮して真に必要と認められる場合） ○ 敷地内の手すり（ガレージや車庫内、玄関ポーチや門扉までの通路等） ○ 固定されている家具への手すり取付け（手すりの安全性を確認できる場合など）
付帯工事
手すりの取付けのための壁の下地補強も対象
支給対象外
× 集合住宅等の共用部分の手すり（貸主の承諾があり、動線上であれば可） × 老朽化による取替え × 敷地外の手すり × 取付け工事で固定しない手すり × 固定されていない家具等への手すりの取付け

※ 取付け工事で固定しない床置きや便器を囲んで使用する手すりは「福祉用具貸与」の対象であり、住宅改修の対象ではありません。

※ 手すりの取付け工事については、原則、片側設置のみを支給対象にしていますが、利用者の身体状況の理由により、片側への手すりの取付けだけでは住宅改修の目的を達成できない場合は、両側への手すりの取付けについても住宅改修の対象となります。

例① 片側麻痺等により、片側への手すりの設置だけでは行き帰りの移動が困難な場合
→ 廊下、玄関ポーチ等

例② 下肢筋力の低下により、両側につかまるものがないと立ち上がりが困難な場合
→ トイレ等

【福祉用具の検討例や注意点】

● 独歩でふらつきがあり、歩行が不安定。

→ 手すりがない部分の転倒リスクをどうするかも問題です。手すりを設置するよりも杖や歩行器を利用の方が適している場合があります。手すりがない部分の転倒リスクも考慮しながら本当に手すりが適切な選択か検討していく必要があります。

- 杖歩行で方向転換時にふらつきがあり不安定。
 - 不安定になる場所にベストポジションバーなどを検討する場合があります。
- 認知症により適切に手すりなどの活用ができるかわからない。
 - ポジショニングバーや置き型手すりなどにて実用性を確認したのち、住宅改修へ移行することも検討してください。
- 発症後まもない対象者や進行性疾患がある対象者。
 - リハビリテーション専門職や福祉住環境コーディネーター等を活用し、予後予測をもとに福祉用具のレンタル品で対応するなどの方法を検討してください。
- 浴槽を跨ぐ際にふらついてしまう。安全に跨ぐことができるように手すりを付けたい。
 - 浴槽の出入りについては、立って入る方法と座って入る方法があります。対象者にとって、どちらの動作が適切か、対象者や家族の希望だけでなく、「安全に出入りする」という観点で検討をする必要があります。それによって手すりの設置方法が変わってくることがあります。

◆ 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差を解消するための住宅改修を行い、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床をかさ上げる工事等の改修は対象となります。

支給対象
○ 各居室の敷居を低く（撤去）する工事 ○ スロープ・踏み台を固定設置する工事 ○ 浴室の洗い場のかさ上げ工事 ○ 敷石をコンクリートスロープにする工事 ○ 階段の勾配を緩やかにする工事 ○ 通路等の傾斜・段差を解消する工事 ○ 浴槽をまたぎやすい浅いものに取り換える工事
付帯工事
スロープ設置に伴う転落や脱輪防止を目的とした転落防止柵の設置 浴室の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事
支給対象外
× 床下収納スペースを埋める工事 × スロープや踏み台を固定せずにおくだけの工事 × 昇降機・リフト・段差解消機等を設置する工事

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> × 給排水浴槽の取換えに伴う給湯器・シャワー・水栓の工事 × 転落防止柵の設置単独の工事（転落防止柵設置は段差や傾斜解消の付帯工事のため） |
|--|

※ 取付工事で固定しないスロープは「福祉用具貸与」、取り付け工事で固定しない浴室用すのこは「福祉用具購入費」の支給対象となります。

【福祉用具の検討例や注意点】

- ここ数か月、四つ這いで屋内を移動していた。玄関に段差があり、廊下への手すりに加え、玄関に段差解消として手すり付きのステップ台を作りたい。
 - 室内で四つ這い移動されることが習慣化してしまっている場合、「歩いてほしいから」などの理由で歩行対応の改修を安易に選択してしまうことは、転倒リスクを高めてしまうことになります。実際に歩行での生活ができるのか、ご本人の安全性を確認したうえで改修する必要があります。その為にも、福祉用具の検討や利用している介護事業所、担当しているリハビリテーション専門職がいる場合は、予後について相談することなども必要になってきます。
- 屋外での段差解消の目的の為にスロープを作りたい。
 - すり足などの転倒リスクに繋がる様な歩き方においても疾患（パーキンソン病や関節リウマチなど）によっては、スロープが不適切となる場合があります。ご本人に適した段差解消になるようにリハビリテーション専門職や福祉住環境コーディネーター等を活用し、注意が必要です。

◆ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更

居室では畳から板製床材、ビニール製床材等へ変更、浴室では滑りにくい床材への変更等工事を伴う床材の変更、通路面においては工事を伴う滑りにくい舗装材への変更等の改修は対象となります。

支給対象
○ 畳から板製床材・ビニール製床材等への変更 ○ 浴室の床材を滑りにくい床材に変更 ○ 屋外の通路を滑りにくい舗装材に変更 ○ 階段への滑り止め取付け
付帯工事
床材の変更のための下地の補強や根太（ねだ）の補強又は通路面の変更の為に路盤整備
支給対象外
× 老朽化による床材の張替え × 滑り止めマットや素材を置くだけ（住宅改修の支給対象となるには固定取付が必要） × 転倒時のけが防止のために、床を柔らかい材質のものに変更

※ 改修後の変化や効果が明らかでない工事（例：居室のフローリングを別のフローリングに変える工事等）は、支給対象となりません。

【福祉用具の検討例や注意点】

● お風呂の床が滑るので転倒が心配。

→ 浴槽内、浴室内の床面に使えるすべり止めマットも活用しましょう。

● 浴室と脱衣所の段差を解消したい。

→ 浴室すのこが適応する場合があります。商品によって、水滴の乾きが早く、冬でも足が冷たく感じないものもありますので、状況に応じて検討してください。

● 階段を踏み外しそうで怖い。

→ 手すりだけの検討ではなく、階段用すべり止めマットなども加えて検討しましょう。

◆ **引き戸等への扉の取替え**

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えの他、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等の改修は対象となります。

支給対象
○ 開き戸から引き戸・折り戸・アコーディオンカーテン等への取替え
○ ドアノブの変更（レバーハンドル等への変更）
○ 開き戸の左右変更や押す引くの変更
○ 内開きから外開きへの変更（中で倒れていても開けられない等の理由がある場合）
○ 開き戸の幅を広げる（車いすが通れない等の理由がある場合のみ）
○ 引き戸から引き戸への変更（重くて開けられない等の理由がある場合のみ）
○ 扉の撤去（車いすが通れない等の理由がある場合のみ）
付帯工事
扉の取替えに伴う壁や柱の改修工事も対象
支給対象外
× 自動ドアに取り換えた場合の動力部分相当費用
× 引き戸等の新設（扉の取換えと比較し、費用が低廉に抑えられる場合は可）
× 劣化によるレール、戸車、雨戸等の取替え

◆ 洋式便器等への便器の取替え

和式便器から洋式便器への取替え等の変更等、工事を伴う便器の取替えは対象となります。

支給対象
○ 和式便器から洋式便器への取替え ○ 既存の和式便器は壊し、別の場所に洋式便器を設置 ※和式便器から洋式便器への取替えとみなし、洋式便器の本体と設置費用のみ支給対象
付帯工事
便器の取替えに伴う給排水工事（水洗化又は簡易水洗化にかかるものを除く） 便器の取替えに伴う床材の変更も対象 水洗和式⇒水洗洋式の工事は、給排水工事も対象 ※非水洗和式⇒水洗洋式の場合は、便器・便座のみ対象で、給排水工事は新設とみなされ支給対象外
支給対象外
× 洋式便器から洋式便器への取替え ※身体状況等の理由で、便座の高さが適正な洋式便器に取り換える場合は支給対象 × 既存の和式便器はそのまま新規に洋式便器を設置 × 暖房便座や洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座への取替え

※ 和式便器から洋式便器への取替えに伴い、暖房便座や洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは、それら機能を含めた一体型の洋式便座が一般的に供給されていることを考慮し支給対象になります。ただし、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加のみを目的とした工事は対象外となります。介護保険制度において便器の取替えを住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためです。

【福祉用具の検討例や注意点】

● 洋式便器から立ち上がるのが大変。

- 膝の痛みなどで立ち上がりが大変な場合、手すりだけではなく補高便座も有効な場合があります。補高便座を付けると、蓋が閉まらない、ウォシュレットが反応しないなどのケースもあるため、身体状況や家族を含めた生活様式を確認することも大切です。
- 関節リウマチや握力の低下がある場合は、壁にＬ字手すりを設置することが不適切となることがあります。症状によっては手すりを掴んで立つといった動作よりも、上面が平らになった手すりをういて手すりを下方へ押すようにして立つ動作の方が立ちやすい場合もあるため、ご本人の手・腕の状況や立ち座りの動作に合わせて検討する必要があります。

◆ その他の工事について

上記の住宅改修に付帯して必要となる以下のような住宅改修は対象となります。

支給対象	
○	解体工事費、床材などの処分費、資材・廃材などの運搬費
○	現場管理費
支給対象外	
×	電気工事費
×	設計・積算
×	植木撤去

※ 玄関以外の場所（勝手口、縁側、掃き出し窓）から出入りするために、当該場所に改修工事を行う場合は、理由書に日常生活の動線として当該場所を利用している旨を記入してください。（外出、ゴミ捨て、物干し等）

◆ ユニットバスの工事について

介護保険による住宅改修費の支給対象は、手すり、段差解消、扉の変更、床材変更、便器変更とそれに付帯する工事なので、ユニットバス工事自体は認められていません。しかし、対象工事が適切に按分されていれば支給対象となります。ただし、介護とは無関係な利便性や快適性をもつ商品は、本制度の趣旨に沿わず支給対象外となるため注意が必要です。

介護保険の対象となるユニットバスにおける住宅改修の按分率は以下の通りです。

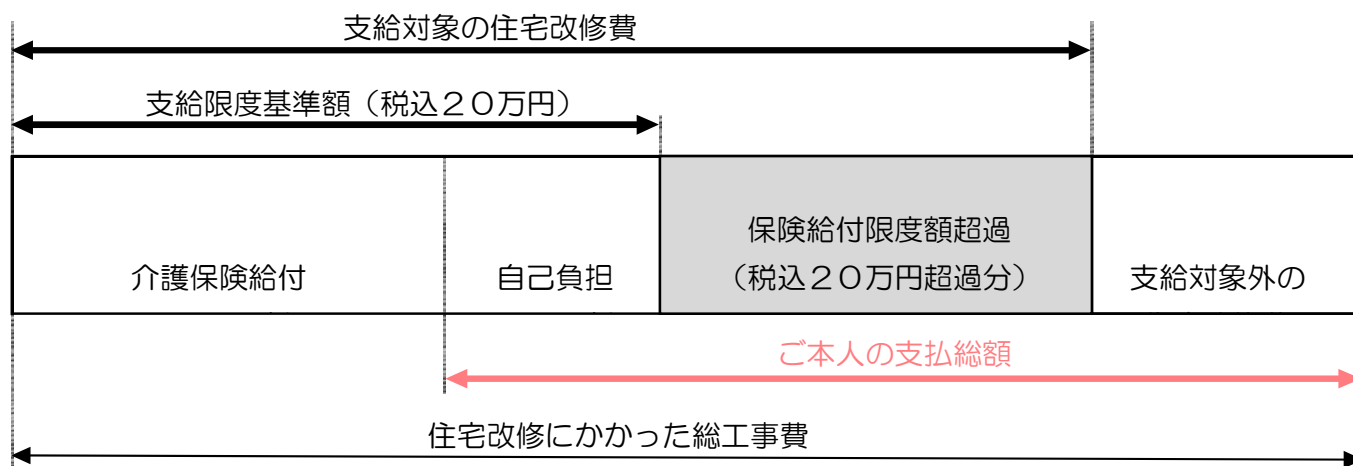
	ユニットバス各部	扉	床	浴槽	壁	天井	器具	その他
	支給対象／対象外	対象	対象	対象	対象外	対象外	対象外	対象外
按分率	100%	10%	20%	15%	25%	10%	10%	10%

※ ユニットバス工事は按分基準表を参考にし、支給対象となる改修部位を吟味特定したうえで見積書に記載してください。

※ 按分計算の基になる見積金額は、実質の販売価格としてください。

5. 支給限度基準額

要介護状態区分に関わらず、支給限度基準額は 20 万円です。したがって 20 万円までの支給限度基準額の範囲内でかかった対象となる改修費用の 1 割（または 2 割か 3 割）と上限額を超えた費用が自己負担となります。また、支給対象外の住宅改修費も自己負担となります。支給限度基準額 20 万円（税込）の範囲内であれば、何回かに分けて申請できます。



【例：負担割合 3 割の場合】 支給対象の住宅改修費：税込 30 万円
 （内訳） 介護保険給付上限額：税込 14 万円（20 万円 × 0.7）
 自己負担額：税込 16 万円 { 30 万円 - (20 万円 × 0.7) }

また、介護の必要度が著しく高くなった場合（要介護度が 3 段階以上上がった場合）や転居した場合については、支給限度基準額の再度の利用が認められる場合があります。

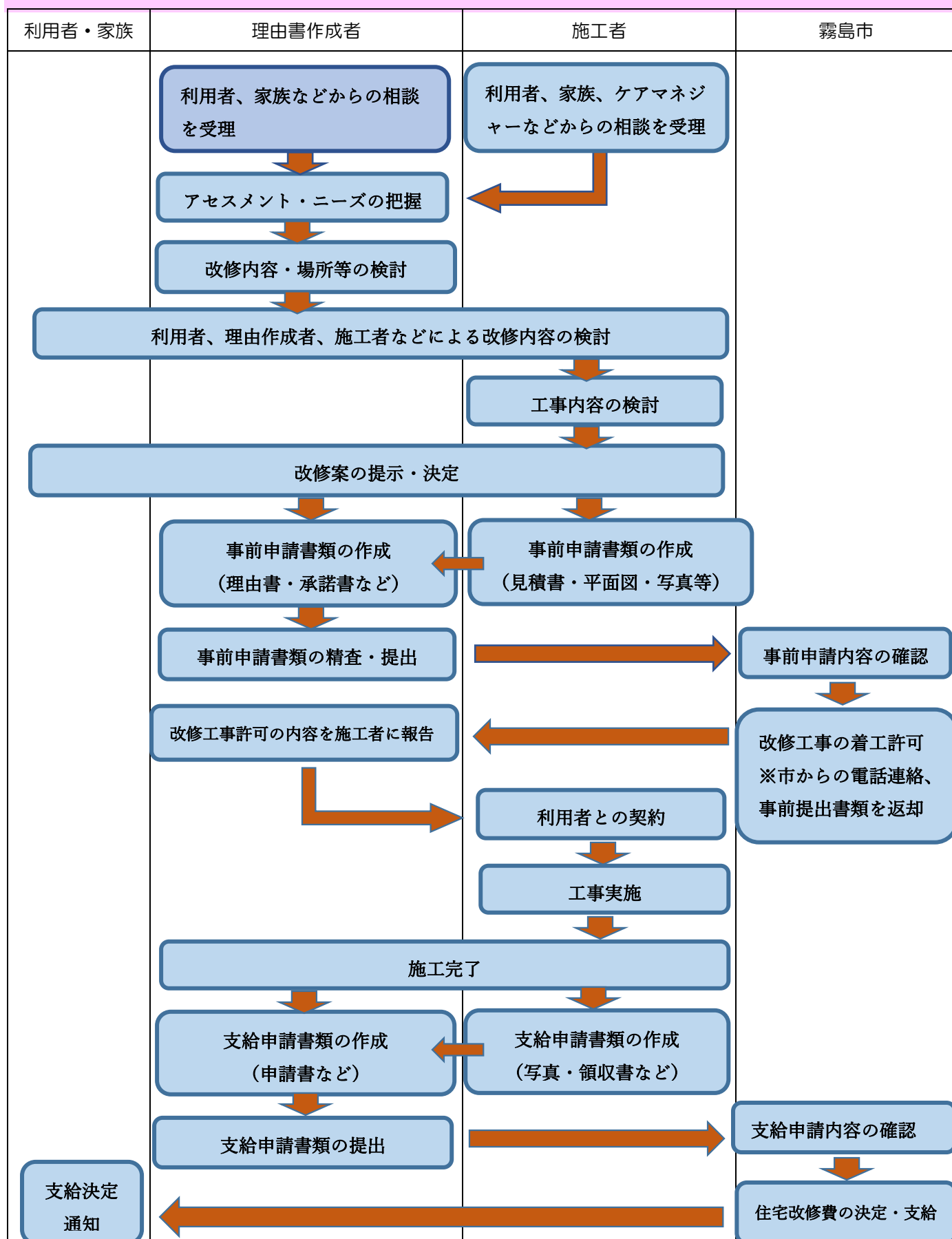
初めて住宅改修をした時の要介護度		リセットとなる要介護度
要支援 1		要介護 3～5
要支援 2 要介護 1		要介護 4～ 5
要介護 2		要介護 5
要介護 3 要介護 4 要介護 5		リセットなし

6. 支払方法

◆ 償還払

工事完了後にご本人が、いったん費用の全額を事業所に支払った後、自己負担分を除く、保険給付分を市からご本人へ支給します。

7. 住宅改修の流れ



8. 申請における提出書類

◆ 事前申請時

- ① 支給申請書
- ② 住宅改修が必要な理由書（作成者はケアマネジャー等）
- ③ 工事費見積書及び内訳書
- ④ 住宅改修後の完成予定の状態が分かるもの（日付入り写真及び住宅の平面図等）
- ⑤ 住宅所有者の承諾書（本人または配偶者以外の場合）
- ⑥ 委任状（振込み口座が申請者と異なる場合）

◆ 支給申請時

- 1 事前申請時に提出した①から⑥までの書類
- 2 住宅改修に要した費用に係る領収書（原本・写し）
- 3 住宅改修完了後の状態を確認できる書類（改修箇所ごとの日付入り写真及び平面図）

① 「支給申請書」の記入要領

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書				
事前承認申請日 令和 2 年 6 月 20 日				
フリガナ 被保険者氏名	霧島 太郎	保険者番号	4 6 2 1 8 4	
		被保険者番号	0 0 0 0 0 0 0 0 1	
生 年 月 日	昭和 10 年 1 月 1 日	性 別	男 ・ 女	
住 所	〒 899-4332 電話 0995-45-5111 鹿児島県霧島市国分中央三丁目45番1号			
住宅の所有者	霧島 太郎 本人との関係（ 本人 ）			
改修の内容・ 箇所及び規模	①廊下に手すり 1箇所	業 者 名	霧島次郎住宅改修社	
	②トイレ内にL字手すり 1箇所	着 工 日	令和 2 年 7 月 15 日	
		完 成 日	令和 2 年 7 月 20 日	
改 修 費 用	53,000 円			
霧島市長 様 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。 令和 2 年 8 月 20 日（完成日以降の申請日） 住 所 鹿児島県霧島市国分中央三丁目45番1号 申請者 氏 名 霧島 太郎 電話 0995-45-5111				
★見積徴収について★（1つ選択してください（被保険者回答）） ☒ ①介護支援専門員から説明を受け、複数見積もりを徴取し、最低額を採用しました。 ☐ ②介護支援専門員から説明を受け、複数見積もりを徴取しましたが、最低額を採用しませんでした。 ☐ ③介護支援専門員から説明を受け、1者見積もりを希望しました。 ②または③の場合、決定された理由を記入してください。 []				
注意・この申請書とは別に、領収証及び介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要と認められる理由を記載した書類、完成後の状態が確認できる書類等を添付してください。 ・改修を行った住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付してください。				
居宅介護（介護予防）住宅改修費を下記の口座に振り込んでください。【口座情報を確認してください】				
口座振替 依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合 農 協	本店 支 店 出張所 支 所	種 目	口座番号
	○×	△□	1 普通 2 当座	0 0 0 0 0 0 0
フリガナ 口座名義人		霧島 太郎		
事前確認【市記入欄】				
承認	グループ長	担当	関係者	

赤太枠内は、事後記入してください。

複数業者から見積りを徴取してください。
③の場合は理由を明確にしてください。
※「施工業者と知り合いである為」などという理由は認められません。

○ 理由書の利用方法

住宅改修の理由書は、利用者の要望のみをもって記入するわけではなく、どのような情報を収集し、住環境のどこに身体機能や介護力との不一致があるかを見つけ出し、住宅改修で解決できるか、福祉用具で解決できるか、生活の仕方では解決できるかを記入していく流れのなかで確認および検討していくためのものです。

○ 各項目の記入方法（以下の項目番号は、前述の記入例の番号と連動しています）

①. 利用者の身体状況

記入内容： ・発症からの経過
・麻痺の有無
・バランスの保持の状況
・主たる家屋内での移動方法や屋外での移動方法 など

この項で大切なことは、利用者の方の現在の状態を知るために、過去の状態を聞き、なぜ現在の状態になっているかを把握することです。不便な状況になったのは、どのような病気になったからなのか、転倒歴や転倒した場所、転倒の原因は何が考えられるのかなどを把握することで、より適切な対応策が考えやすくなります。

②. 介護状況

記入内容： ・同居家族の有無
・家族構成
・どのような介護を行っているか
・利用中・利用を検討している介護サービス
・すでに使用している福祉用具 など

この項では、実際の介護状況に目をむけ、第三者から見て無理のない介護体制かどうかを把握していくことが大切です。介護者の負担を考慮するため、家族等と話し合いながら客観的な状況判断が必要となります。

③. 住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたいか

記入内容： ・利用者、家族が住宅改修によってどのような暮らしがしたいのかという要望
・各専門職の判断
・改修後の生活を予想したもの など

この項では、単に希望を聞くのではなく、改修後の生活を予測することが必要です。今後の生活が分かるように記入しておくことで、利用者や家族が何のための改修であるのか理解しやすくなります。また、「利用者等」とあるように『等』が付け加えられているのは、利用者の希望だけを記入するのではなく、ケアマネジャーが「客観的に」ニーズを把握し、方針を記入する事ができるようにするためです。また、今後の状態に応じて再度検討する方針を記入することもできるようになっています。

④. 福祉用具の改修前の利用状況と住宅改修後の想定

記入内容： ・住宅改修前に使用している前の福祉用具
 ・改修後に想定される福祉用具

この項では、住宅改修と福祉用具を適切に使用するために活用します。

住宅改修を行う上で福祉用具の使用を想定しない住宅改修は考えられません。また、福祉用具を使用する場合、使用者が本人か家族か、ヘルパーも含めて検討することが必要です。必要に応じて、リハビリテーション専門職と連携して、手すりや杖をどのように使い分けるか、歩行器の使用に実用性があるのかなども確認する必要がでてくることもあります。

⑤. ① 改善をしようとしている生活動作

この項では、改善しようとしている動作（すなわち現在不便な動作）にチェックしていきましょう。今回の改修の対象になってないものについてはチェックする必要はありません。

⑥. ② ①の具体的な困難な状況

この項では、生活動作レベル（例えば、立ち上がる・歩く・またぐ・段差昇降など）で、どのように困難であるのかを具体的に記述するようにします。

⑦. ③ 改修目的・期待される効果・改修方針

この項では、①②の状況を踏まえ、改修目的の項目をチェックしていきます。「改修の方針」では②の具体的な困難な状況をどのような改修を行うと改善するのかを記述していきます。そして、この段階では住宅改修プランの検討に入っています。プランを具体的に検討する場合には、聞き取り調査や想定だけでプランニングを行うのではなく、危険のない程度に実際に動作のシミュレーションを行うことが重要です。

⑧. ④ 改修項目（改修箇所）

この項では、チェック項目に記入していく中で、身体状況と介護状況、利用者や家族のニーズを把握し、改善しようとしている動作とその具体的な困難な状況に対して、どのような改善方針を採るかによって、改修項目がまとめられるという流れを行うことにより、住宅改修案そのものの検討を行っていかれることが望まれます。

※ 住宅改修の工事後に「①改善をしようとしている生活動作」でチェックしている項目が改善されているかどうか、モニタリングで確認することが1つの目安になります。モニタリングを行うことで、フォローアップに繋がっていただけたらと思います。

③「工事費見積書及び内訳書」の記入要領

[illegible]

④「住宅改修後の完成予定の状態が分かるもの」の作成要領

◆ 作成の概要

- ☐ 利用者の生活動線がわかるよう、改修箇所だけではなく全体の平面図を提出する。
- ☐ 平面図と併せて、必要に応じて拡大図、立体図、断面図等を添付する。
- ☐ 改修箇所がわかる様に番号をつける。
- ☐ 申請書・見積書・工事内訳書の番号と図面・写真を連動させる。
- ☐ 改修前と改修後の寸法や仕様の違いを明記する。

◆ 手すり

- ☐ 手すりの長さ、縦付、横付を明記する。
- ☐ 手すりが途中で曲がる場合は、それぞれの箇所の長さを明記する。
- ☐ 既存の手すりがある場合は、直径、長さ、床面からの高さ、材質を明記する。
※なぜ既存の手すりではダメなのかを明確にするため、上記の情報が必要となる。
- ☐ 段差解消の為に手すりを取り付ける場合は、段差のわかる写真を添付する。

◆ 段差解消

- ☐ 段差が存在する部分に、段差のどちらか側が高いのか、また片段差なのかまたぎ段差なのか等がわかるように寸法を明記する。
- ☐ 段差を改修する部分に、段差の解消方法（敷居撤去、スロープ設置、かさ上げ、かさ下げ等）と、改修後の段差寸法を明記する。
- ☐ スロープ設置の際はスロープの高さ、幅、奥行きを明記する。

◆ 床材変更

- ☐ 改修前と改修後の材質を明記する。
- ☐ 改修面積の算出に必要な寸法を明記する。

◆ 扉の変更

- ☐ 改修前と改修後の扉種別を明記する。

◆ 便器の取替え

- ☐ 改修前と改修後の便器種別を明記する。
- ☐ 洋式から洋式への変更の場合、改修前と改修後で、便座を下ろした状態の床面から便座までの高さ寸法を明記する。

⑤「住宅所有者の承諾書」の記入例

令和 元年 12月 8日
住 宅 改 修 の 承 諾 書
(住宅の所有者)
住所 霧島市隼人町内山田1丁目11番地
名前 隼人 花子 印
(被保険者氏名)
私は、下記表示の住宅に、 <u>霧島 太郎</u> が
別紙「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書」の住宅改修を行うことを
承諾します。
記
住宅の所在地 <u>霧島市国分中央三丁目45番1号</u>

9. 介護保険住宅改修に関する Q&A

問1 要介護認定申請中であっても、住宅改修を行うことはできるか。

○ 介護保険の住宅改修費は、認定の有効期間中に行った住宅改修の費用を給付対象とします。ただし、認定申請中に住宅改修の事前申請を行い、承認を得たうえであれば、認定結果が出た後に住宅改修費の支給を申請することは可能です。

なお、認定結果が非該当となった場合は、全額自己負担になるため、事前申請前に被保険者及び家族等に、その旨説明し承諾を得て施工してください。

問2 住宅の構造上の問題から、事前申請のと通りの工事が行えない場合には、支給対象外となってしまうのか。

○ 原則として、事前申請で承認された以外の工事は支給対象となりません。ただし着工後、住宅の構造上の問題から、事前申請のと通りの工事が行えない場合（例：壁が思っていた以上に薄く、補強板で固定が必要等）には、変更前に市の住宅改修担当までお知らせください。変更予定の内容によっては、回答に時間を要する場合があります。

問3 対象者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことはできるか。

○ 介護保険の住宅改修は、住民票上の住宅のみが対象となります。よって、子の住宅に住所が移されていれば住宅改修の支給対象となります。

問4 対象者が入院中または施設入所中でまもなく退院・退所する予定であるが住宅改修を行うことができるか。

○ 入院・入所中の場合は住宅改修が必要と認められないので支給対象になりません。ただし、退院・退所後の住宅について予め改修しておくことも必要と考えるので、事前申請を行い、承認を得たうえであれば退院・退所後に住宅改修費の支給申請をすることは可能です。

問5 住宅の新築や増築の場合、介護保険の住宅改修の対象になるか。

- 基本的に住宅の新築は、住宅改修とは認められず支給対象になりません。
- また、増築の場合も新たに居室を設ける場合等は支給対象になりません。ただし、廊下の拡張にあわせて手すりを取り付ける場合、便所の拡張に伴い和式便器から洋式便器に取り替える場合等は、それぞれ「手すりの取り付け」、「洋式便器等への便器の取替え」に係る費用についてのみ住宅改修費の支給対象となる場合があります。

問6 家族が行う住宅改修について、家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とすることができるのか。

- 自らの住宅改修のための材料を購入し、本人または家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとされており、この場合も一般的には材料の購入費のみが支給対象となり、工賃は支給対象外とすることが適当となります。

問7 同一住居に2人（夫婦）の要介護者がかかる住宅改修については、重複しないように対象となる工事を設定しなければならないとされるが、トイレの改修工事において、便器の取替え（和式から洋式）は妻（要介護1）、その床段差の解消と手すりの取り付けについては夫（要支援1）というように各々の必要に応じて、工事を設定することは可能か。

- 同一住宅に複数の要介護者がいる場合の取り扱いは、
1. 要介護者ごとに支給申請を行い、要介護者ごとに限度額管理が行われます。
 2. 同時に複数の要介護者にかかる住宅改修が行われた場合は、各要介護者に必要な範囲を特定し、その範囲が重複しないよう申請する必要があります。

問8 庭に出る（庭の手入れ等趣味や生きがい）ための手すり設置や段差解消等の改修は、支給申請の対象となるか。

- 介護保険での住宅改修は日常生活動作を助けるためのものですので原則支給対象となりません。
- ※ここでいう日常生活動作とは、在宅で生活を続けていくための動作（食事を摂る、トイレに行く、入浴する、外出する等の本人の身の回りの動作）を指します。ただし、ケアマネジャーが作成するケアプランにおいて、自立支援上必要と記載されている場合には対象となる場合があります。

問9 トイレの手すりについて、1 階及び 2 階の両方にトイレがあり、それぞれに手すりをつけたい。

- 公平・適正な給付をするという観点から、1 つの日常生活動作に対しての給付はあくまでも 1 つとしています。そのため、どちらか一方のトイレ手すりのみ住宅改修の支給対象となります。

問 10 既存の手すりを取り外し、新しい手すりを設置する場合には、既存の手すりの撤去にかかる費用についても支給対象となるか。

- 要介護者の身体状況の変化が理由で手すりの取替えが必要な場合であれば、既存の手すりの撤去にかかる費用も付帯工事として支給対象となります。「住宅改修が必要な理由書」にその旨を記載する必要があります。単に老朽化したことが理由である場合は、支給対象とはなりません。

問 1 1 2 階に手すりをつけたい。

- 介護保険での住宅改修は生活機能維持のために実施するものであり、将来的に 2 階へ上がることが難しくなると考えられるため、まず居室を 1 階へ移すことが可能かどうか検討をしてください。（市としては 2 階につけることによるけが等不慮の事故の可能性などを考え、原則 1 階につけることを推奨しております。）ただし、2 世帯住宅や 1 階が商売スペースになっているなど生活上 2 階につけざるを得ないケースもあるため、事前申請にて市へ相談ください。

問 1 2 複数の出入口に手すりをつけたい。

- 公平・適正な給付をするという観点から、1 つの日常生活動作に対しての給付はあくまでも 1 つとしています。やむを得ず複数箇所申請される場合には、事前申請書に各々の利用目的を明記ください。なお、申請書に基づき協議した上で保険適用外となる場合もあります。

問 1 3 施工の際に、事前申請内容と変更がある場合どうすればよいか。

- 事前申請の際、専門職を含めた協議により保険適用の許可を出しています。施工時に、事前申請で許可された内容の変更を希望する場合にはその旨連絡をいただき、許可を得るようお願いします。また、変更の許可が出た際には、事後申請時の理由書提出が必須となります。